

## 公有財産貸付契約書（案）

貸付人知多市（以下「甲」という。）と、○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産（建物）について貸付契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在 地	設 置 場 所	貸付面積
知多市緑町1番地	知多市役所1階厚生室の一部	10.08m <sup>2</sup>

### （用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を無人店舗型売店の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に供し、自らが使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、本契約書及び仕様書の内容を遵守しなければならない。

### （貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和7年9月1日から令和9年4月30日までとする。

### （契約更新等）

第5条 本契約は、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める契約期間満了時において更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われないものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲、乙協議の上、契約更新できるものとする。

2 甲は、前条に規定する期間満了の1年前から6か月までの期間（以下「通知期間」という。）に、乙に対して貸付期間の満了により本契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

3 甲は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了により本契約が終了する旨を書面により乙に通知した場合、当

該通知日から 6 か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

(貸付料)

第 6 条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

(貸付料等の支払)

第 7 条 乙は、前条の貸付料を次のとおり、甲の発行する納入通知書により、令和 7 年度分は 9 月 30 日までに、令和 8 年度分以降は、当該年度の 4 月 30 日までに当該年度分を甲に納入しなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

令和 7 年度分 金 円

令和 8 年度分 金 円

令和 9 年度分 金 円

2 乙は、貸付料のほかに電気料金を別途納めなければならない。

(延滞金)

第 8 条 乙は、前条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び全額が 1,000 円未満の金額は切り捨てる。）に対し、知多市税外収入に係る延滞金に関する条例（平成 11 年知多市条例第 12 号）の規定に基づく割合で算出した額とする。

3 前項の延滞金に 100 円未満の端数があるとき又は延滞金が 100 円未満であるときは、その端数金額又は延滞金は徴収しないものとする。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料等及び延滞金を納入する場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当するものとする。

(契約保証金)

第10条 乙は、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）第34条の規定に該当するので、契約保証金の納付は免除とする。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、本契約締結後、貸付物件に隠れた瑕疵があった場合でも、甲に対し貸付料等の免除、損害賠償等の請求をすることはできないものとする。

(維持管理義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理をするものとし、貸付物件の形状を変更し、又は工作物を新たに増設又は撤去しようとする場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

2 乙は、前項に係る作業を行う場合は、甲が指定する日に行うものとする。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が汚損し、毀損し、又は滅失した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(維持管理費用等)

第13条 甲は、貸付物件について、維持管理及び補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持管理及び補修に要する費用については、全て乙の負担とし、乙の都合により貸付けを取り止めた場合及び乙の責に帰すべき事由により甲が貸付けを取り消し、又は変更した場合においても甲に請求しないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は貸付物件を第三者に貸し付け、本契約によって生じる権利等を譲渡し、又はその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第14条 甲は、必要に応じて、貸付物件の使用状況等について、報告又は資料の提出を乙に求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告書に疑義があるときは、甲自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告書の提出を怠り、実地調査を拒み、又は妨げては

ならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に規定する貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならぬ。

(1) 前条の規定に違反した場合は、契約金額の3分の1の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）

(2) 第3条及び第15条の規定に違反した場合は、契約金額の全額

2 前項の違約金は、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除又は変更することができる。

(1) 乙が、本契約に規定する義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙の手形及び小切手が不渡りになったとき又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎の行政財産としての用途又は目的を乙

が妨げると認めたとき。

(11) 前条第1項に規定する事由が生じたとき。

(12) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に  
対してその補償を請求できないものとする。

3 乙は、その責に帰することができない理由により、この貸付物件が汚損し、毀  
損し、又は滅失した場合において、その残存部分のみでは契約の目的が達成でき  
ないときは、本契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、  
この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても甲はそ  
の責めを負わないものとする。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第5  
4号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事  
業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、  
公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条  
の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下  
「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該  
納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含  
む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置  
命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」  
といふ。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものとし、  
乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場  
合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」とい  
う。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定  
に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1  
号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象と

なった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（5）乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が

経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれに該当する法人等であることを見りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により、本契約を解除した場合においては、甲は、乙に損害を及ぼしてもその責を負わない。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第21条 甲は、第17条第1項第2号の規定により、本契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により乙に返還する。

(損害賠償等)

第22条 乙は、本契約に規定する義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、乙の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙の負担において賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき又は第17条から第19条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、

必要経費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 本契約に関して疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項について  
は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約について訴訟が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁  
判所を第一審の裁判所とする。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長 宮 島 壽 男 印

乙

印